

西村山広域行政事務組合
地球温暖化対策実行計画

令和元年5月

西村山広域行政事務組合

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	
1	目 的	2
2	計画期間	2
3	対象範囲	2
4	対象とする温室効果ガス	6
第 2 章	温室効果ガス排出量の現状	
1	基準年度の燃料等使用量の現状	6
2	基準年度の施設毎の現状	7
3	削減目標	8
第 3 章	目標達成の取組み内容	
1	職員共通の取組み	10
2	庁舎・施設管理等の取組み	11
3	推進本部の取組み	12
第 4 章	計画の進行管理	
1	推進体制	13
2	進行管理	13
3	実績の公表	14

第 1 章 計画の基本的事項

1 目 的

西村山広域行政事務組合では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、庁舎の省エネ、省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組みを推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「西村山広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、取組みを推進していきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第 21 条（抜粋）

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年 1 回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2 計画期間

令和元年度から令和 5 年度の 5 年間を計画期間とします。本計画の基準年度は、平成 29 年度とします。

なお、計画内容については、取組状況や社会的情勢を踏まえ、必要に応じて随時見直します。

3 対象範囲

対象範囲は、西村山広域行政事務組合が行う全ての事務及び事業とし、その対象施設等を以下のとおりとします。

（1）対象範囲一覧

施設名			
事務局	事務局		
養護老人ホーム	養護老人ホーム明鏡荘		
消 防	消防本部・本署	寒河江地区クリ ーンセンター	し尿処理施設 ごみ焼却処理施設 最終処分場 粗大ごみ処理施設 寒河江地区斎場
	河北分署		
	大江分署		
	朝日分署		
	西川分署		
	大山・月山沢前進基地局		

(2) 計画対象施設毎の詳細

事務局

竣 工	昭和 57 年
延 床 面 積	132m ²
建 築 構 造	鉄骨造5階建
車 両 台 数	2台
所 在 地	寒河江市本町二丁目8-3 フローラ SAGAE5階

養護老人ホーム明鏡荘

竣 工	昭和 49 年
延 床 面 積	2,643m ²
建 築 構 造	鉄筋コンクリート造 1 階建
車 両 台 数	3台
所 在 地	朝日町大字大谷 1063

消防本部・本署

竣 工	昭和 48 年
延 床 面 積	930m ²
建 築 構 造	鉄筋コンクリート造2階建
車 両 台 数	16 台
所 在 地	寒河江市大字西根字石川西 300-1

河北分署

竣 工	昭和 48 年
延 床 面 積	365m ²
建 築 構 造	鉄筋コンクリート造2階建
車 両 台 数	3台
所 在 地	河北町谷地字田中 212 番地4

大江分署

竣 工	昭和 48 年
延 床 面 積	240m ²
建 築 構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建
車 両 台 数	2台
所 在 地	大江町大字本郷字原田丁 373 番地 1

朝日分署

竣 工	昭和 48 年
延 床 面 積	240m ²
建 築 構 造	鉄筋コンクリート造2階建
車 両 台 数	2台
所 在 地	朝日町大字宮宿字元宿 1115 番地

西川分署

竣 工	昭和 48 年
延 床 面 積	240m ²
建 築 構 造	鉄筋コンクリート造2階建
車 両 台 数	2台
所 在 地	西川町大字海味字山ギシ 521 番地 1

大山前進基地局

竣 工	平成 26 年
延 床 面 積	25m ²
建 築 構 造	鉄骨造2階建
所 在 地	大江町大字富沢字大山 959 番 7

月山沢前進基地局

竣 工	平成 26 年
延 床 面 積	25m ²
建 築 構 造	鉄骨造2階建
所 在 地	西川町大字月山沢大平 390-1

し尿処理施設

竣 工	平成4年 下水道放流改造 平成 27 年
処 理 能 力	63kℓ/日
処 理 方 式	固液分離(脱水)による下水道放流方式
延 床 面 積	処理棟 2,049m ² 管理棟 857m ² 車庫棟 358m ²
建 築 構 造	処理棟 鉄筋コンクリート造2階建 管理棟 鉄筋コンクリート造2階建 車庫棟 鉄骨造 1 階建
車 両 台 数	7台
所 在 地	寒河江市大字日田字平田 232 番地

ごみ焼却処理施設

竣 工	平成 14 年
処 理 能 力	50t/24h×2炉、計 100t/24h
処 理 方 式	受入供給設備 ピット&クレーン方式 燃焼設備 ストーカ式
延 床 面 積	工場棟 5,915m ² 計量棟 31m ²
建 築 構 造	工場棟 鉄筋コンクリート、鉄骨 ALC 造4階建 計量棟 鉄筋コンクリート造1階建 重油ポンプ室 鉄筋コンクリート造1階建
車 両 台 数	2台
所 在 地	寒河江市大字日田字平田 232 番地

最終処分場

竣 工	平成 28 年 (昭和 59 年)
埋 立 容 量	55,000m ³ (90,234m ³)
処 理 方 式	セル&サンドイッチ方式
浸出水処理規模	40m ³ /日 (35m ³ /日)
延 床 面 積	浸出水処理施設 551m ² (浸出水処理施設 56m ²)
建 築 構 造	鉄筋コンクリート造1階建 (鉄骨造 1 階建)
車 両 台 数	2台
所 在 地	寒河江市大字白岩字大平 1719 番地 1

※()内は第1期処分場

粗大ごみ処理施設

竣 工	平成2年
処 理 能 力	30t/5h
処 理 方 式	破碎設備 衝撃せん断型回転式 (5種選別 可燃物・不燃物・ 鉄分・アルミ・プラスチック)
延 床 面 積	粗大ごみ処理施設 936m ² 粗大ごみストックヤード 99m ² びんストックヤード 197m ²

建 築 構 造	粗大ごみ処理施設 鉄筋コンクリート、鉄骨 ALC 造3階建 粗大ごみストックヤード 鉄骨造1階建 びんストックヤード 鉄骨造2階建
車 両 台 数	5台
所 在 地	寒河江市大字日田字平田 232 番地

寒河江地区斎場

竣 工	平成7年
延 床 面 積	斎場棟 1,228m ² 倉庫棟 44m ² 霊灰堂 9m ²
建 築 構 造	斎場棟 鉄筋コンクリート造 2 階建 倉庫棟 鉄筋コンクリート造 1 階建 霊灰堂 鉄筋コンクリート造 1 階建
所 在 地	寒河江市大字柴橋字平野 3281 番地 2

4 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする7種類の温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC) を対象として取組みを推進していきます。パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃) の3種類については組合において排出する活動が無いことから対象とはしません。

なお、本計画については、平成29年3月、環境省「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」に基づき計算し、温室効果ガス排出量に換算しています。

第 2 章 温室効果ガス排出量の現状

1 基準年度の燃料等使用量の現状

項目	単位	使用量	温室効果ガス排出量(t)	割合(%)
電 気	千kwh	4,371.44	2,286.26	21.1
A 重 油	kℓ	145.90	395.39	3.6
灯 油	kℓ	74.86	186.40	1.7
L P ガ ス	kg	5,101.00	15.30	0.1
ガ ソ リ ン	kℓ	30.19	70.05	0.6
軽 油	kℓ	21.40	55.21	0.5
廃 棄 物	t	2,836.00	7,575.86	69.8
メ タ ン			18.92	0.1
一酸化二窒素			273.20	2.5
ハライドロフルオ ロカーボン	台	44	0.63	0.0
合 計			10,877.22	100.0

※ 燃料等に係る詳細な資料は、末尾の参考資料を参照

燃料等使用量を温室効果ガス排出量に換算したところ、主な割合は廃棄物及び電気が全体の約9割を占めている現状であり、廃棄物処理に伴う焼却処理及び燃料等が大きく影響している現状にあります。

また、A重油及び灯油などの燃料等は、全体の1割程となっております。

2 基準年度の施設毎の現状

区分	温室効果ガス排出量(t)	割合(%)
事 務 局	8.53	0.1
養護老人ホーム明鏡荘	389.77	3.6
消 防	234.07	2.2
内 訳	消防本部・本署	130.15
	河北分署	25.82
	大江分署	23.09
	朝日分署	22.97
	西川分署	22.08
	大山・月山沢前進基地局	9.96
寒河江地区クリーンセンター	10,244.85	94.1

内 訳	し尿処理施設	269.91	/
	ごみ焼却処理施設	9,569.78	
	最終処分場	166.95	
	粗大ごみ処理施設	47.72	
	寒河江地区斎場	190.49	
合 計		10,877.22	100.0

※ 施設毎に係る詳細な資料は、末尾の参考資料を参照

本計画で基準年度とする平成 29 年度の温室効果ガス排出量は 10,877 t であり、施設毎においては、主な割合を占める寒河江地区クリーンセンターが廃棄物処理に伴って全体の 94%を占めている現状にあります。

3 削減目標

燃料等使用量の現状においては、温室効果ガス排出量の大部分は廃棄物の量及びその処理に伴う電気の使用によるもので、施設毎の排出量の現状においても、温室効果ガス排出量の大部分はごみ焼却処理施設での廃棄物処理に伴うものです。

そのため、本組合において温暖化対策及び温室効果ガスの削減を講じる場合、構成市町から搬入される廃棄物の量が大きく影響されることとなります。

そこで、平成 29 年度に策定した寒河江地区クリーンセンターにおける廃棄物処理施設インフラ長寿命化計画の廃棄物発生の予測値に基づき、計画期間の最終年度である令和 5 年度の温室効果ガス排出量を予測し、その数値を基に本組合の目標値を 3 %以上削減するものとします。

(1) 廃棄物発生量の予測値

(単位：t)

項 目		平成 29 年度実績	令和 5 年度
総排出量		17,998	17,391
内訳	家庭系ごみ	12,706	12,107
	事業系ごみ	5,292	5,284

(2) 目標値の設定

目 標	計画期間中の温室効果ガス排出量 3 %以上の削減を目標とします。
-----	----------------------------------

(3) 温室効果ガス排出量の削減目標

項 目	基準年度 (平成 29 年度実績)	目標年度 (令和 5 年度)	目標 削減量	削減率(%)
温室効果ガス排出量(t)	10,877	10,550	327	3

(4) 温室効果ガス排出量の施設毎削減目標

区 分		温室効果ガス削減量(t)	全体割合 (%)
事 務 局		0.25	0.1
養護老人ホーム明鏡荘		11.72	3.6
消 防		7.04	2.2
内 訳	消防本部・本署	3.92	/
	河北分署	0.78	
	大江分署	0.69	
	朝日分署	0.69	
	西川分署	0.66	
	大山・月山沢前進基地局	0.30	
寒河江地区クリーンセンター		307.99	94.1
内 訳	し尿処理施設	8.11	/
	ごみ焼却処理施設	287.70	
	最終処分場	5.02	
	粗大ごみ処理施設	1.43	
	寒河江地区斎場	5.73	
合 計		327.00	100.0

第 3 章 目標達成の取組み内容

1 職員共通の取組み

本計画では、職員ひとり一人の環境配慮意識の向上が常用であり、次に示す取組みを励行することが重要になります。

(1) 日常業務に関する取組み

1) 空調

- ア 設定温度の適正化に努めます。
- イ エアコン使用時は、ブラインドやカーテン等の利用により効率低下を防ぎます。
- ウ エアコンの消し忘れに注意し、不必要なエアコンの使用を控えます。
- エ 機器の点検、フィルターの清掃に努めます。

2) 給排水、給湯等

- ア 節水に努め、水道の蛇口を確実に締めます。
- イ 給湯設備は設定温度の抑制、使用時間の短縮に努めます。
- ウ ガスコンロ等の使用は節約を心掛けた使用に努めます。
- エ 廃棄物処理施設の用水は井戸水を利用し節水に努めます。

3) 照明

- ア 照明を利用していない場所におけるこまめな消灯の徹底を図ります。
- イ 照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯の徹底を図ります。
- ウ 器具の更新や新設の際は、省エネルギー型のLEDなどの導入を推進します。

4) 設備機器

- ア 施設の設備機器は日常点検を行い、円滑に駆動するよう清掃や注油を実施します。

5) 事務機器、電気製品

- ア 業務終了後や休日等で使用の必要がないものは主電源オフの徹底を図ります。
- イ 省電力モード機能のあるものは、設定を徹底します。
- ウ スイッチ付延長コードを使用し、待機電力の無駄をなくします。
- エ 更新や新規購入の際は、省エネタイプを購入します。

6) 公用車

- ア エコドライブ及び相乗りに努めます。

イ タイヤの空気圧チェックやエンジンオイル交換等、車両の適正な維持に努めます。

ウ 更新時は、低燃費車や低公害車の導入を図ります。

(2) 省資源の推進

1) 省資源の推進

ア 両面コピー、裏面利用を徹底します。

イ 不必要なコピーを避けて資料の共有化を図ります。

ウ コピー機、印刷機の設定を良く確認し、ミスコピー、ミスプリントを減らすように注意します。

エ パンフレット、チラシ等の印刷物の作成は、必要性、配布方法、紙面数等を十分に考慮にうえ、必要最低限の部数にとどめます。

2) 使用済み品のリサイクル

ア ごみ削減の徹底により、ごみ減量化を図ります。

イ 排出ごみの分別及び資源化の徹底を図ります。

ウ 封筒、ファイル等の再利用の徹底を図ります。

エ プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクルの推進を図ります。

3) 物品の購入

ア 物品の購入はグリーン購入（エコマーク、グリーンマーク認定製品又は同等品のもの）を推進します。

イ 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能なものを購入します。

2 庁舎・施設管理等の取組み

(1) 庁舎内の保守・管理及び運用改善に関する取組み

庁舎や施設の保守・管理について、設備機器の日常的な点検及び清掃を実施します。エレベーター使用を自粛します。

また、庁舎や施設の設備機器は運用していく中で、運転方法や使用方法が当初設計時に想定したものと異なる場合があることから、現状を確認のうえ、機器の運転方法や使用方法について適宜見直しを行い、運用の改善を図ります。

(2) 庁舎等の設備・機器の新設導入、購入に関する取組み

庁舎や施設の設備機器（「熱源」、「空調」、「受変電」、「照明」、「建物」等）の新設導入、購入の際は、費用対効果を考慮したうえで、省エネタイプの導入を検討します。

費用対効果については、初期投資効果のほか、設備機器導入により長期的にエネルギー使用量、コスト削減効果が大きいと判断される場合に

において、積極的に導入し、省エネ化を図ります。

(3) 効率的なエネルギー制御の取組み

受変電設備については、施設の適正な設備機器容量の把握及び月次最大需要電力（デマンド値）の抑制を図り、契約電力の適正化を適宜図ります。また、消費電力の大きい機器にはインバーター制御及び高効率モーター、高効率変圧器等のトップランナー機器を積極的に導入し、効率的なエネルギー制御の取組みを図ります。

(4) 再生可能エネルギーに関する取組み

環境への負荷が少ないエネルギーの推進を図るため、施設更新及び設備更新にあわせ太陽光発電や廃熱利用等のエネルギー有効活用を検討します。

3 推進本部の取組み

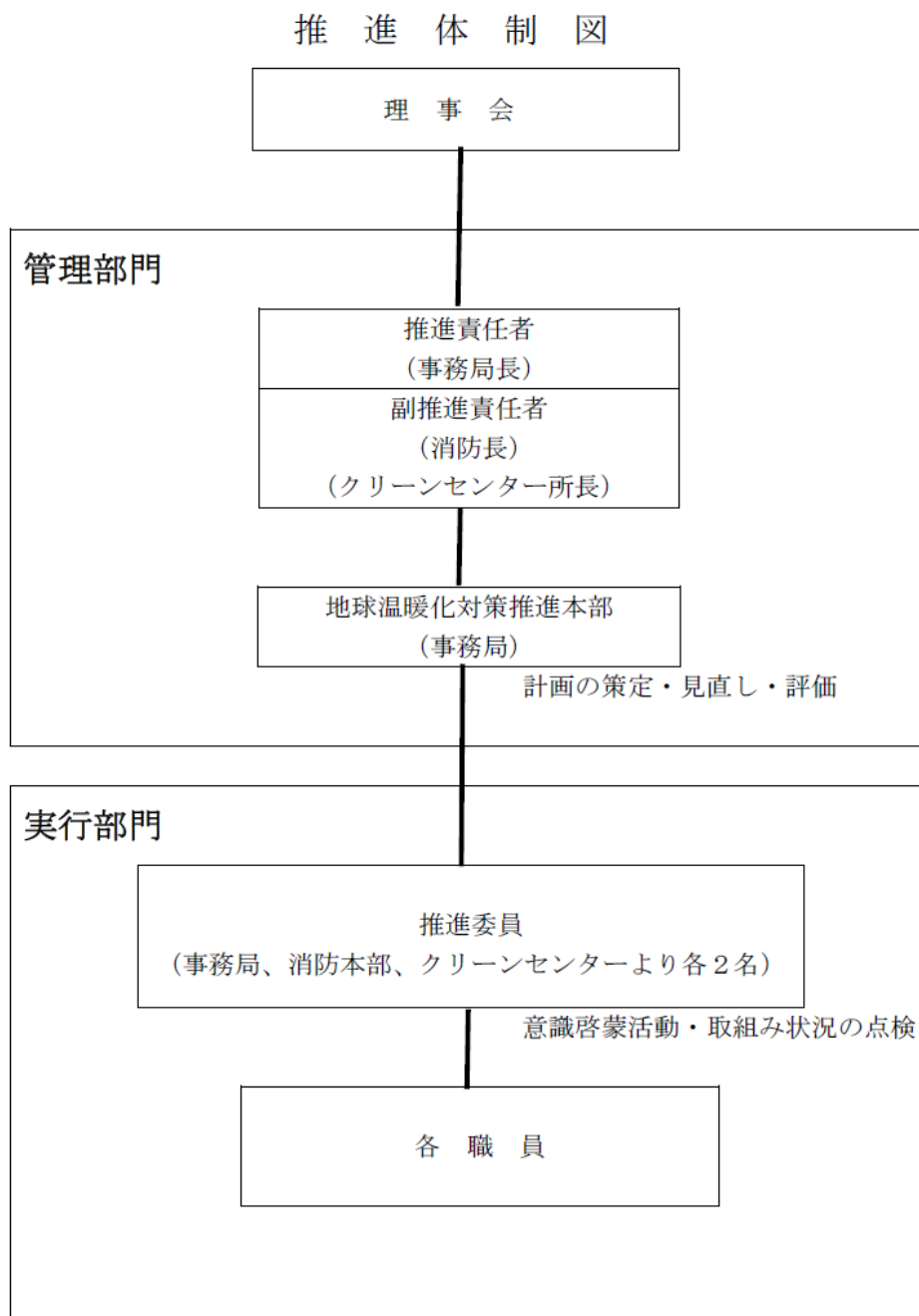
本計画では、温室効果ガス削減を推進するため、地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置きます。

また、推進本部及び推進委員は、職場講習会及び研修の実施、ポスター掲示等に取り組む、職員等へ継続的な意識啓蒙活動の推進を図ります。

第 4 章 計画の進行管理

1 推進体制

本計画は次の体制で実施します。



2 進行管理

進行管理はP D C Aサイクルを基本として、その進捗を管理します。

(1) 計 画 (Plan)

第2章に示した温室効果ガス排出量の目標を達成するために、本計画の重要性及び第3章に示した目標達成の取組み内容の周知徹底を図り、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減（抑制）に関する取組みを励行

します。

(2) 実行 (Do)

計画に基づき温室効果ガス排出量の削減（抑制）に努めます。

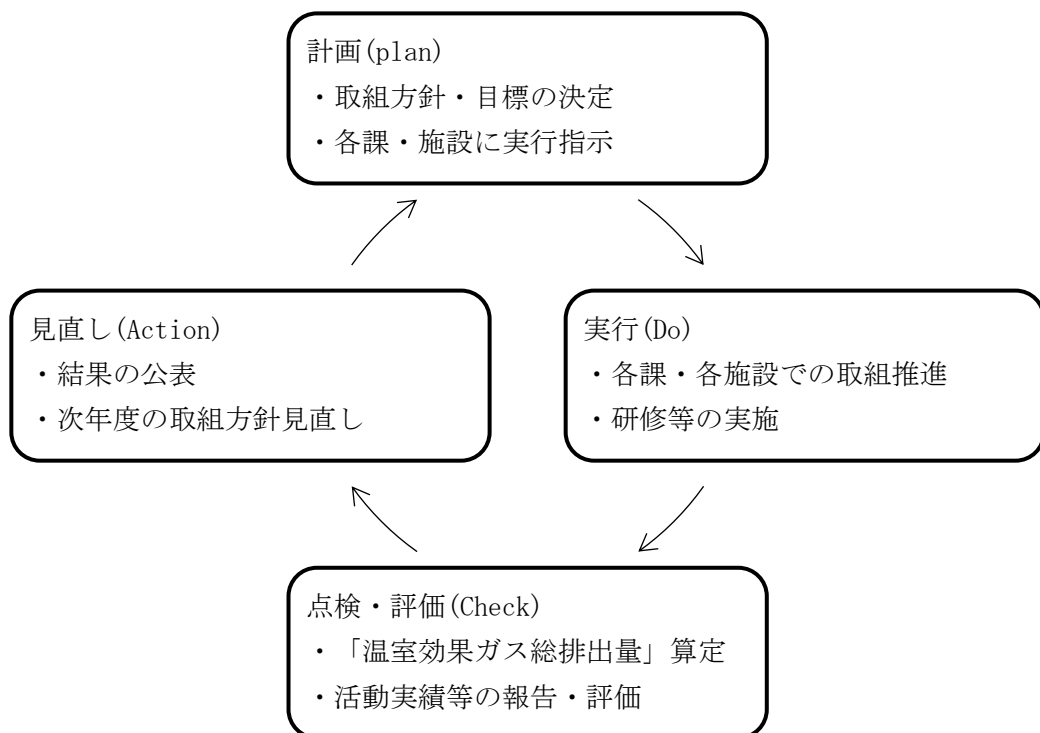
(3) 点検・評価 (Check)

毎年、計画の推進状況や取組み成果等に関し、必要に応じて計画の見直しを行います。

(4) 見直し (Action)

毎年、計画の推進状況や取組み成果等に関し総括し、必要に応じて計画の見直しを行います。

進行管理の仕組み図



3 実績の公表

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、措置及び施策の実施状況について、必要に応じてホームページ等で公表します。